

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県岩倉市鈴井町観音寺8番地の1  
氏 名 有限会社 横井金属  
代表取締役 横井 則文



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 鈴木 康友



許可の年月日 令和6年7月8日  
許可の有効年月日 令和13年7月7日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）  
、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）  
、汚泥（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、銧さい（水銀含有ばいじん等を含む。）  
、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上 16品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 元年 7月 8日 新規許可  
令和 6年 7月24日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無